

平成30年度 第3回理事会の開催

平成30年度第3回理事会が、平成30年9月19日、日本獣医師会会議室において開催された。本理事会では、議決事項として「日本獣医師会職員就業規則の一部改正に関する件」について審議し、承認された。続いて説明・報告事項として「1 北海道胆振東部地震に関する件」、「2 西日本豪雨に関する件」、「3 創立70周年記念行事に関する件」、「4 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件」、「5 獣医学術学会年次大会の開催に関する件」、「6 部会委員会の開催に関する件」、「7 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件」、「8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、「9 プライバシーマーク取得に関する件」、「10 その他」について説明、報告がなされた。連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された。第3回理事会の議事概要は下記のとおりである。

平成30年度 第3回理事会の議事概要

I 日時：平成30年9月19日(水) 14:00～17:00

II 場所：日本獣医師会 会議室

III 出席者

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文、村中志朗

酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術学会担当職域理事）

【専務理事】 境 政人

【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）

渡邊 健（東北地区）

鳥海 弘（関東地区）

天野芳二（東京地区）

松澤重治（中部地区）

玉井公宏（近畿地区）

春名章宏（中国地区）

草場治雄（九州地区）

【職域理事】 西川治彦（産業動物臨床）

大林清幸（小動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

川嶋和晴（家畜防疫・衛生）

加地祥文（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

栗本まさ子（特任）

【監事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎

【オブザーバー】 北村直人（日本獣医師連盟委員長）

（欠席） 塩本泰久（四国地区）

IV 議事：

【議決事項】

議案 日本獣医師会職員就業規則の一部改正に関する件

【説明・報告事項】

1 北海道胆振東部地震に関する件

2 西日本豪雨に関する件

3 創立70周年記念行事に関する件

4 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

5 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

6 部会委員会の開催に関する件

7 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件

8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

9 プライバシーマーク取得に関する件

10 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から次の挨拶がなされた。

役員各位におかれては、ご多忙のところ、本理事会に出席いただきお礼申し上げます。

この夏以降、西日本豪雨、徳島県に上陸した台風21号、北海道胆振東部地震と立て続けに大きな災害が発生し、甚大な被害をもたらした。これらの災害で亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

西日本豪雨災害では、速やかに支援金を募集したところ、900万円を超すご寄付が寄せられたため、9月末で募集を終了することとした。一方、北海道胆振東部地震では、酪農を中心に畜産分野でも大きな被害が報道されている。現在、これら被災地域の獣医師会におかれては災害復旧に取り組まれており、心から敬意を表すとも

に、本会も地方獣医師会と一体となって全力で支援に取組みたい。

また、岐阜県の養豚場において、平成4年に熊本県で発生して以来26年ぶりに豚コレラが発生した。近隣で野生のイノシシの感染例も報告されているが、このような感染症に対しては日頃からの警戒、発生時における迅速な初動対応が重要である。

各地区で開催されている地区大会へは、われわれ役員が出席しているが、本年は、関東・東京地区と四国地区、近畿地区と九州地区が同日開催であるため、役員が分担任して出席する予定である。

8月28日から9月1日の間、北海道札幌市において開催された第30回世界牛病学会は、連日さまざまなプログラムが企画され、68カ国、約2,000名の参加者を得て盛会のうちに終了した。本大会に尽力された北海道獣医師会の高橋会長をはじめ、関係者に対して改めて感謝申し上げる。

11月16日には、日本医師会館において、人の医療と小動物獣医療分野における薬剤耐性をテーマとした連携シンポジウムを開催するので、会員構成獣医師をはじめ多数の参加を期待している。

さらに、来年2月に神奈川県で開催される獣医学術学会年次大会についても、現在、鳥海会長をはじめ神奈川県獣医師会の役職員が精力的に取り組み、さまざまな企画を準備しており、一人でも多くの参加をお願いしたい。

本日は、重要な議題を審議いただくが、各地域、各職域の課題等を踏まえ、忌憚のないご意見をお寄せいただくようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

議案 日本獣医師会職員就業規則の一部改正に関する件

- (1) 境専務理事から、日本獣医師会職員就業規則第25条第2項において規定される本会職員の夏季休暇については、本会業務、出張等が重なることにより、職員が規定された期間内に休暇を得ることが難しい状況があるため、本規定の趣旨に則るとともに、国家公務員の休暇制度も参考にしつつ、休暇期間を拡げることとし、本規則を一部改正することについて理事会の承認が求められた。
- (2) 質疑応答として、休暇を「受ける」という表現は正確でない旨意見があり、境専務理事から、国家公務員の規定とも比較し、適当な文言に修正したい旨が説明された後、本議案は満場一致で承認された。

【説明・報告事項】

1 北海道胆振東部地震に関する件

境専務理事から、北海道獣医師会においては、現段階で地震による構成獣医師の人的被害はなく、札幌4カ所及び北広島市1カ所の小動物診療施設において家屋の傾き等の被害があった。また、獣医師会の他、道庁、札幌市、日本愛玩動物協会でもペット救護に関する協議会を設置し、被災した犬猫の救護活動が開始され、今後、地元獣医師会からの要請に基づき速やかに支援を進めたい旨説明された。補足して、地元北海道獣医師会の高橋理事から、札幌市の被災会員獣医師に対しては支部獣医師会において支援金の募集を開始している。また、被災動物の救護については、当初、厚真町の避難場所となっている町立の福祉施設の近隣にあるペットホテルが被災動物の一時預かりを行ってきた。その後、頭数が増えすぎて収容が困難となったため、獣医師会、道庁、札幌市の動物相談センター等の関係者で協議し、被災動物の救護を目的とする「平成30年北海道胆振東部地震ペット救護対策協議会」を設置して、義援金の募集を開始した。今後、日本獣医師会からの指導も得ながら対応したい。また、畜産農家でも震源地に近い火力発電所が停止したため、搾乳機や生乳の冷蔵等に影響をきたし、大きな被害を受けており、当獣医師会では被災状況の把握に努めながら対応を進めている旨説明がなされた。

2 西日本豪雨に関する件

(1) 境専務理事から、このたびの豪雨で甚大な被害を受けた、岡山県、広島県、愛媛県の各県獣医師会における構成獣医師の自宅及び診療施設の被害状況、ペット保護預かり等、地元での被災動物救護の取組み状況、本会で設置した「平成30年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」の応募状況（8月末日現在9,063,814円）と9月末日での募集終了等についての説明とともに支援金への協力に対するお礼が述べられた。

補足して、春名理事から岡山県獣医師会における対応として、発災後、県との動物の災害協定に基づき県保健福祉部長を本部長とする動物救護本部を発足させる一方、獣医師会内にも災害対策チームを設置した。現在、2カ所の避難所を巡回し、感染症予防や飼育者相談等を実施する一方、会員の診療施設で被災動物のべ1,500頭の預りを実施している。構成獣医師の被災状況については、2つの小動物診療施設が全壊となり、周辺の約4,500の家屋も大きな被害を受けた。このため継続して生活できる世帯は2、3割となり、飼育動物も著しく減少すると思われ、本会でも可能な限り支援をしたいと考えている。なお、ペットと同行避難した被災者は、猛暑の中、避難所内ではエアコンがない場所で生活を強いられていたが、北村委員長からの要

請により改善された旨の説明とともに要請に対するお礼が述べられた。

- (2) 質疑応答として、日本獣医師会では、災害が発生する度に支援金を募集しているが、有事の際、速やかに支出できるよう資金を積み立てておく必要がある旨の意見があり、これに対して、境専務理事から、内閣府の公益認定等委員会に対し、災害対策のための資金の積立てを公益目的事業として追加することについて2度にわたり申請を行ったが、自主的に取り下げるよう依頼された。その理由は先の見えない災害に対する基金の積み立ては会計三原則の遊休財産に該当すると判断されたからである。一方、本会が公益社団法人という立場で、公益社団法人の公益事業に資金を支援することは、法律上、問題はないが、災害対策本部のような任意組織には支援が認められないため、環境省を通じて内閣府に規制の見直しの検討を依頼している。これらの課題解決とともに災害対策を一層推進したいと考えている旨回答された。

3 創立70周年記念行事に関する件

境専務理事から、創立70周年記念式典においては、永年にわたり獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、動物愛護・福祉の増進、獣医師会の発展等に功労のあった会員構成獣医師等を表彰することとして、平成30年7月4日付け30日獣発第114号をもって、地方獣医師会長あて「公益社団法人日本獣医師会創立70周年記念功労者表彰要領」及び「公益社団法人日本獣医師会創立70周年記念表彰候補者の推薦基準」に基づく表彰候補者の推薦を依頼し、8月末日に締切った旨報告された。現在、地方獣医師会からの推薦者を取りまとめているが、候補者については、獣医師会創立70周年記念功労者選考委員会において審査のうえ、日本獣医師会関係表彰者及び省庁関係表彰対象者（省庁への進達）を決定する旨説明がなされた。

4 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

境専務理事から、「2018動物感謝デー in Japan “World Veterinary Day”」については、平成30年12月1日(土)10時～17時、二子玉川ライズ及びイツコムホールにおいて、関係省庁、地元自治体、関係団体からの後援、全国55の地方獣医師会、16の獣医学系大学をはじめ、関係機関・団体・企業から協賛・協力を得て開催する予定であり、多くの参加を期待している旨説明された。

5 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

境専務理事から、平成30年度については、平成31年2月8日(金)～10日(日)、新横浜プリンスホテルに

おいて神奈川県獣医師会共催（神奈川県獣医師会運営委託・関東地区獣医師会連合会協力開催形式）により開催する予定である旨説明された後、開催担当の鳥海理事から、本大会では大変有意義な企画を準備しており、各位におかれても関係者への周知をお願いしたい旨依頼された。

質疑応答として、神奈川県獣医師会の主催により実施される大学での小動物臨床実習の料金等について質疑があり、鳥海理事から10月1日にホームページに掲載するので確認いただきたい旨説明された。

6 部会委員会の開催に関する件

- (1) 境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部長である職域理事等から次のとおり説明がなされた。

- (2) 木村理事から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会における日本動物児童文学賞審査委員会については、7月11日に第30回委員会を開催した。①応募104作品から、第1次審査を依頼している児童文学作家が選出した14作品について本委員会で第2次審査を実施し、大賞1作品、優秀賞2作品、奨励賞5作品を決定した。②大賞及び優秀賞については、動物愛護週間中央行事屋内行事において表彰し、さらに本3作品は製本して関係機関に配付する予定である。

- (3) 栗本理事から次のとおり説明がなされた。

職域総合部会の女性獣医師支援対策検討委員会については、7月9日に第5回委員会を開催し、①雇用者のコンプライアンス意識向上については、学会年次大会でのシンポジウムに参加しなかった人、特に理解醸成が求められる小動物臨床分野の方への伝達方法、その他の会合等での周知の在り方、適切な講師の派遣等が課題である。②地方獣医師会に実施したアンケートを踏まえ、地方獣医師会での休会、再入会等の在り方について総務委員会で検討いただく予定である。③人材募集ページの改善については、欲しい情報を得られやすいよう工夫する必要がある。④復職しやすい環境づくりとして、研修の実施に当たり再就職希望の女性獣医師との接点の作り方、結婚、子育て等を機に獣医師会を退会された女性獣医師に対する再入会の促進と経験を踏まえた取組みへの積極的な参加、大学等の男女共同参画室等への働きかけが重要である。⑤相談窓口として、ホームページの内容は事務的で改善が必要である。⑥ポジティブアクションの推進として、女性役員がいない地方獣医師会は1名を女性に、すでにいるところは複数にすることを目標にして、毎年、調査結果を公表する。⑦男性中心型の制度・慣行見直しの働きかけについて、それぞれ意見等が出された。

獣医師会の組織率でみると女性は少ないため、仕事を休職、退職しても会員として継続できる仕組みを構築いただきたい。

- (4) 質疑応答として、一部の地方獣医師会では、女性の意見が反映できるような組織を望んでいるが女性獣医師会員から役員就任の希望もなく、これまで女性の役員は一人もいないという。女性役員が誕生するよう成功事例等を示すことも重要である。別の地方獣医師会では、副会長1名、理事2名が女性であるが理事会でも発言は少ないという。しかし、一度、女性の副会長を中心に女性だけの会合を開いたところ、積極的に意見交換がされたと聞いたので、今後、このような会合を継続開催し、そこでの意見を理事会で取り上げるような方向も模索すると良い旨発言がなされた。

これに対して、栗本理事から、本課題解決には地方獣医師会でのさまざまな取組みによる優良事例の紹介とともに、女性だけの会合を開催する際、本委員会の委員がコーディネーター的な立場で出席し問題提起を行うことも一法と思われる。そのような場から将来のリーダー的な立場の女性獣医師を育成できると良い旨説明された。

7 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件

- (1) 境専務理事から、自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチームが作成した「マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について(案)」に対する本会対応の考え方について資料に基づき改めて説明がなされた。
- (2) 質疑応答として、①マイクロチップは犬猫の家庭動物全頭に対する装着・登録なのか、販売用に供される犬猫で良いのか、明確にすべきである。②繁殖業者に課せられる販売に供する犬猫に対するマイクロチップの装着・登録は、これら業者の遺棄防止等に効力はあるが、この段階で多くは非会員獣医師が装着すると思われる。その際、装着しても登録しなかったり、ワクチンの不正流通等のような獣医師の名義貸しによる装着を危惧している。一方、ペットショップでワクチン接種の他、マイクロチップを装着し登録したとして、高額な請求をする事例もある。③飼い主から、犬の血統登録団体のデータベースへの登録を希望する事例もあり、本会のデータベースとの一元化が急務と考える。

これに対して、境専務理事から、①については、すべての犬猫への装着義務付けの必要性を明確にした上で、経過期間を設けることが適当であるとして、当面は販売ルートの犬猫及び譲渡ルートの犬猫を対象とする旨要望してきた。販売に供される犬は64%、猫は

19%という状況において、所期の目的を達成するためにはすべての犬猫への装着・登録は必要不可欠と考える。②については、装着はすべて獣医師が行う、あるいは、将来的に動物看護師が国家資格化になった場合には、獣医師の指示・監督のもとに動物看護師も装着できるという仕組みを想定しており、そこには必ず獣医師が介在する。獣医師以外の者が装着すれば獣医師法第17条違反となり違法行為として摘発される。一方、マイクロチップの装着・登録に加え、狂犬病の予防接種・登録、アニマルクラスター事業をワンストップサービスとして一体化することにより飼い主のメリットが増大し、将来、構成獣医師による装着・登録に集約され、会員の組織率の向上にも貢献できると考えている。③については、登録機関は複数となっても登録情報のデータベースは一本化すべきであり、本会は個人情報に適切に管理できる組織として地方獣医師会とともに体制を構築し情報登録機関として指定を受けるよう取り組んでいる。補足して、大林理事から、現状、小動物診療施設におけるマイクロチップの装着は、海外へ動物を持ち出す際、犬の血統登録団体へ登録する際に限られるが、義務化されれば、リーダーで装着・登録の有無を確認し飼い主へ装着・登録を指導することになる。現段階ではさまざまな課題も見据えつつ、全頭への装着・登録に向け、関係者が認識を一つにして推進することが重要である旨説明された。続いて、マイクロチップ普及推進検討委員会委員長である鳥海理事から、登録機関は日本獣医師会に一元化する方向で要請しているが、会員、非会員を問わず、この事業を推進することで、登録料等が動物愛護関係事業等に還元され社会貢献に繋がることを理解し、課題を改善しつつ進める必要がある旨説明された。

8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、平成30年6月11日以降9月10日までの業務概況等について、各地区理事から職務の遂行状況について、それぞれ説明がなされた。

9 プライバシーマーク取得に関する件

境専務理事から、平成29年7月以降、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与する「プライバシーマーク」の取得に取り組んできたが、プライバシーマーク付与適格性審査の受審及び指摘事項等を踏まえた改善措置を講じた結果、今般「プライバシーマーク」が付与された。なお、今後、2年ごとに更新審査を受けることになる旨報告された。

10 その他

(1) 第30回世界牛病学会の開催に関する件

境専務理事から、8月28日から9月1日の5日間、札幌コンベンションセンターにて第30回世界牛病学会2018札幌が開催され、28日のオープニングセレモニーでは、藏内会長から英語で挨拶がなされた。本大会は68カ国から約2,000名が参加し、盛会裏に終了した旨説明された。

(2) 岐阜県における豚コレラ発生に関する件

境専務理事から、9月9日岐阜県の養豚農場において、わが国では平成4年以来26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認され、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき当該農場の飼養豚の殺処分及び埋却が実施された他、10キロの搬出制限区域内で発見された2頭の死亡野生イノシシからも感染が確認されたため、区域内の3戸の農家に対する立入検査等が実施された。なお、野生イノシシのウイルスは、遺伝子検査では中国やモンゴルで流行しているウイルス株と同型と鑑定された旨説明された。

(3) 獣医師福祉共済事業・獣医師賠償責任保険の改定

境専務理事から、獣医師賠償責任保険について、保険会社から新たに過度なクレーム行為を受けた際のクレームコンシェルへの無料相談、弁護士費用の補償サービスを付加する提案がなされた。なお、本附帯サービスは加入者全員を対象とすることが条件であり、保険料は年間1.5倍に増額される旨説明がなされた。

質疑応答として、クレームについてはすでに獣医師会の顧問弁護士が対応している事例等もあり、掛け金の一律1.5倍の値上げは構成獣医師に大きな負担を強いることから、オプション等での導入も考慮すべき等の意見があった。これに対して、境専務理事から、本日、いただいた意見を踏まえ、再度保険会社と調整し、改めて提案させていただきたい旨説明された。

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

北村日本獣医師連盟委員長から、マイクロチップの装着の義務化について、通常国会における議員立法での動物の愛護及び管理に関する法律の改正は残念ながら叶わなかった。なお、マイクロチップ装着・登録の義務化は、本法改正の重要事項であり、マイクロチップの装着が個体識別として最良であるとの趣旨の下、マイクロチップを義務化する上で獣医師法に基づく獣医療として獣医師が装着するというフレームは堅持する必要がある。会員、非会員を問わず、獣医師がマイクロチップの装着に携わることを前提として、構成獣医師の声にも耳を傾け、実現に向けて取り組みたいと考えている。今後、場合によっては、小動物部会をはじめ、関係する部会においても議論を深めていただき、日本獣医師会、日本獣医師連盟が一体となって実現を目指したいと思っている旨説明がなされた。